

バス事業のあり方検討会 第2回議事概要

日 時： 平成24年11月27日（火） 16:00～18:05
場 所： 合同庁舎第3号館11階 特別共用会議室

武藤自動車局長より挨拶後、事務局、佃委員、清水委員の順に提出資料に沿って説明があり、質疑応答及び意見交換が行われた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

- 事後チェックの強化や参入時の審査の強化だけでは、悪質事業者の把握に漏れが生じるため、適正化事業による事業者の自律的な支援制度が必要。具体的にどのような取組を行うのか、示すべき。
- 貸切バス事業者が増加し、監査によるコントロールが効いていない状況を踏まえれば、参入規制の強化や、国の予算で適正化事業を導入して指導体制を強化することが、喫緊に対応すべき課題。
特に参入規制については、安全性を確保するために、最低車両台数を引き上げるべき。
- 第三者機関による指導の強化、中小バス事業者に対する運輸安全マネジメントの義務化、最低車両台数の引き上げを行う必要がある。既存事業者も、移行期間を設けて義務付けて、ついていけない事業者の退出を促すべき。
- 安全に直接寄与する事項とそれ以外の事項を分けて検討すべき。事業者の経営資源が安全に直接寄与する事項以外に向いてしまうと、逆に事故リスクは高まるので、賛成できない。参入規制の強化は、導入効果をしっかりと見極めて検討する必要がある。
- 安全運行のためにバス事業者はどのような体制を取るべきか、その体制を維持するためにはどう守ってもらうのか、という観点で整理すべき。例えば、運輸安全マネジメントの拡大などを結論とすべき。
- 旅行業者と貸切バス事業者との関係については、旅行業者が貸切バス事業者の安全性の向上にどのような支援や協力をしていけるのか、という観点から議論をすべきであり、旅行業者に対する罰則規定の導入は本検討会で議論すべきことではない。

(以 上)